

「賃貸型応急住宅に係る補修費（入居時修繕負担金）支援」の流れ （貸主又は管理会社の方へ）

耐震・安全性の確認

- 令和8年熊本地震の発生日（令和8年7月28日）に空き室だったもの
- 原則、新耐震基準で建設（昭和56年6月以降建設）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認されたもの
 - ※その他、管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- 令和8年熊本地震で被害を受けた八代市・宇城市・氷川町内の物件であること。
 - ※補修が困難な程度の被害（全壊相当等）の場合は対象外とする。

